

○地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見照会取りまとめ結果（申入書（令和2年2月26日付け）提出団体）

申入書提出団体	地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容
一般社団法人 全国清涼飲料連合会	<p>主題の件に関し、一般社団法人全国清涼飲料連合会（以下、全清飲）の意見要請を受けました件に対し、下記のとおり回答申し上げます。</p> <p>なお、この意見書に記載した全ての事項が山梨県総務部税務課よりご依頼のありました「案A」・「案B」に対する全清飲の意見です。本意見書で提示しています「案A」・「案B」に対する個別意見のみを全清飲の意見として切り出しての使用はしないようにご配慮ください。</p> <p>1. 地下水税に着目した法定外普通税の導入に関し、税の原則に関する意見</p> <p>全清飲よりは、2020年2月26日付で、地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する業界の意見を申入書として、山梨県地方税制等検討会（以下、検討会）議長宛てに提出しています。申入書を提出させて頂いたにもかかわらず、残念ながらその内容が検討会で議論された経緯は無いと認識しています。よって、ここに、再度、同様の内容の、税の原則に係る意見を記しますので、検討会で十分な議論がされることを要望いたします。</p> <p>① 私水への課税は根拠に欠ける</p> <p>河川法2条2項は「河川の流水は、私権の目的となることができない」と規定しており、河川の流水は公水であり、私人に所有権が属しないとされるため、都道府県知事は流水占用料を徴収していると理解されます。</p> <p>一方、民法207条では「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ」とされ、河川とは違い、地下水は土地の所有者の私的所有権が認められています。よって都道府県等の地方自治体が、国や地方団体の所有に属さない私人に所有権の属する地下水を採取することに対し、地下水利用の受益者であるとの理由で税を課することは困難であると考えます。よって、あたかも、山梨県が地下水に関わる権利を有するような観点から課税案を検討することは法的に正当化できないと考えます。</p> <p>② 地下水を飲用目的で採取することへの課税は認められない</p> <p>山梨県流水占用料等に関する条例は、流水占用料として、水量毎秒1リットルにつき1年で3,850円を納付することを原則としていますが、同条例3条で、飲用水を得るための流水の占用等を行う場合には流水占用料を減額し、又は免除することができると定めています。当該条例では、人が適時適切に水を摂取する必要性から、水を飲用に供する行為の国民生活における重要性を、山梨県が認めているものと理解しております。</p> <p>山梨県民が地下水を飲用に供する行為と、国民が適時適切に水を摂取するため、採取された地下水を容器に充填されたものを飲用に供する行為とでは、国民生活における重要性に違いはありません。</p> <p>よって、山梨県の飲用の水の過半である湧水を含む地下水の利用行為に対して、当然課税すべきではなく、飲用製品製造のための地下水の採取に対する法定外税を導入することは、山梨県流水占用料等に関する条例と矛盾した行政対応を行うことになり、到底認められることではないと考えます。</p>

申入書提出団体	地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容
	<p>③ 地下水の飲用目的の採取行為に対してのみ課税するのは課税上の公平性に欠く</p> <p>今回の地下水税については、専ら山梨県の財政需要を満たす目的で法定外普通税として導入することが検討されているところ、山梨県の財政需要を満たすという目的以外に、国税において認められる所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の機能を有するとは認められません。したがって、政策的、技術的な判断は不要と考えられるため、立法府である山梨県議会の裁量は狭く、憲法14条1項の平等原則との関係で、課税手法が目的との関連で合理性を有するかが厳しく問われなければならないと考えます。また、地下水税を負担する企業の株主や当該税が転嫁された商品を購入する消費者の多くは山梨県議会に代表を送ることのできない県外在住者であり、租税法律（条例）主義（憲法84条）の観点からも、課税の公平性の確保が必要になると考えます（別紙参照）。</p> <p>特に検討会で議論されている「案B」については、工業用利用目的や農業用利用目的の地下水採取に対して実質的に課税をしないとされる一方で、飲用目的の地下水採取に対してのみ課税することは、飲用目的という重要な地下水の採取行為に対して不合理な負担をかけるものであり、工業用利用目的や農業用利用目的による地下水採取という行為に対して差別することでもあるため、課税上の公平性を欠きます。</p> <p>また、上記に加え、飲用目的の地下水採取行為は、全工業用地下水の2%に過ぎず（令和3年11月9日付、山梨県総務部長よりの「地下水に着目した法定外税について（照会）」の添付資料「第6回山梨県地方税制等検討会」に記述のあった「案A」に関する資料の「平成30年度の大規模採取者による業種別地下水採取量」、ならびに「案B」に関する資料の「想定される課税標準量」より算出）、極めて採水量の少ない特定の用途のみを対象とすることも、課税上の公平性を欠きます。</p> <p>なお、第6回の検討会議事録2頁において、「少し政治的な発言をすると、県民の方にできるだけ負担をかけたくないという点で移出行為に対する課税を推奨する」という委員の発言がありますが、かかる発言はまさしく、上記租税法律（条例）主義に反するものです。同議事録3頁においては、「対象となる納税義務者が少なくなれば申告管理もやりやすくなる」という委員の発言もあるところ、かかる発言は、平成18年報告書において、納税義務者が特定かつ少数の者に限定され過ぎていることを導入見送りの理由の一つとして挙げられていることを十分に理解されておらず、広く薄く課税するという税の理念に明らかに反します。</p> <p>④ 地方税の応益課税の原則に反する</p> <p>地方税は各人が受ける公的な利益の大きさに応じて課税されるという応益課税の原則の下にあるとされています。それにもかかわらず、公的な利益を特別に受けているものではない飲用目的の地下水の採取に対し、狙い撃ちにするような課税方法は、地方税の、応益課税の原則に基づく水平的公平の確保に反するものです。</p> <p>⑤ 地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条2号に該当する</p> <p>地下水を使った製品の製造者に対して課税を行うということは、経済原則上、税負担が物品のコストに含まれて最終的に消費者に転嫁することとなります。</p>

申入書提出団体	地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容
	<p>このことにより、地下水を使った製品の消費を抑制させ、地下水を使った製品の流通に障害を与えることとなります。</p> <p>容器に充填された飲用水は、今日、これがない国民生活を想定することが困難なほどに、日常生活を支える生活必需品となっています。容器に充填された飲用水のための地下水の取水行為や飲用水の移出行為に課税することは、生活必需品である飲用水の全国の購入者の消費を抑制させ、もって飲用水の全国の流通に障害を与えることとなり、「物の流通に重大障害を与える」ことにほかなりません。</p> <p>このことにより、地下水を使った製品の製造者に対して課税を行うということは「地方団体間における流通に重大な障害を与える」こととなり、地方税法261条2号に該当すると考えられます。</p> <p>⑥ 地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条1号及び3号に該当する</p> <p>地下水を使った製品の製造者に対して課税を行うということは、形式的には事業者に対する課税であるとしても、地下水税は最終的には製品価格に転嫁されることから、これを実質的に負担するのは地下水に係る製品を購入する消費者となります。そうすると、消費に対して課税するのと同様であり、消費に対して付加的に課税することについては消費税の上乗せとなり、国税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が過重となりかねないため、地方税法に規定する不同意事由に該当すると考えられます（地方税法261条1号）。</p> <p>さらに、飲料水は、消費税法上、「食品」に該当し、飲料水の販売は、軽減税率の対象となっています。かかる軽減税率は、消費税の逆進性を緩和し、低所得者層の負担を軽減するための措置として導入されたものです。地下水税は事業者に対する課税であり、消費に対する課税ではないため、形式的には消費税の軽減税率制度という国の経済政策・租税政策と抵触しないように設計されていますが、消費者に対して転嫁される場合、実質的には地下水税は消費者が負担することとなります。したがって、地下水税は、国の経済施策に照らして適当でなく、地方税法に規定する不同意事由に該当すると考えられます（地方税法261条3号）。</p> <p>2. 地下水税に着目した法定普通税の導入に関する地方税制等検討会における検討プロセスに関する意見</p> <p>① 業界が落ち着いて発言や意見交換ができる意見聴取機会設定のお願い</p> <p>地方税制等検討会で直接、意見聴取していただける機会をいただき、感謝しております。意見聴取については、公の場において自由な意見の表明と検討会委員の方々と忌憚のない意見交換をさせていただけるものと認識しております。一方で、地方税制等検討会（第6回）の議事録を拝見いたしますと、一委員の発言において、過去の経緯に触れられたうえで、検討会の設えについて言及されておりました。議事録を読み返しますと、関係団体の発言者が見えない圧力を感じながら、意見の表明および発言を行わなくてはならないのではないかと懸念しております。当方としてはこのような不慣れな場において、当方の意見をご理解いただくため、落ち着いて発言や意見交換ができる会議の設定を切に願うところであります。</p> <p>② 検討会における先の業界申入書内容検討のお願い</p> <p>2020年2月26日付で、検討会宛てに、全清飲含む2団体から申入書を提出し、本申入書は検討会で配付されました。その</p>

申入書提出団体	地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容
	<p>後、当方からの問題提起に対して、検討会では取り上げられることもなく、何ら議論がされることがありませんでした。</p> <p>地下水全般について検討され、あらゆる関係団体に意見聴取を行い、課税対象を絞りこんでいく過程をとられることは百歩譲って、理解できますが、結論や方向性を出すことに急ぎ、丁寧な議論もないまま、検討会において、課税対象を絞りこんだうえで、特定の関係団体数者から意見聴取を行うという行為に対して、違和感を覚えております。</p> <p>③ 検討会設置要綱に基づいた「税制のあり方について幅広い検討」のお願い</p> <p>本照会については、課税を前提とした2つの案についてのみ回答する様式となっています。この2案への回答に特化した照会が行われることは、地方税制等検討会のあり方や議事に対して、自由な意見を述べる機会をも与えられないということでもあります。</p> <p>本検討会の設置要綱の第1条（目的）に「山梨県にふさわしい税制のあり方について幅広く検討するため」とありますが、要綱の趣旨にそぐわない検討になったことは遺憾であります。</p> <p>3. 「案A」ならびに「案B」に対する意見</p> <p>本書の冒頭に意見しましたとおり、地下水への課税そのものに対しての税の原則からの議論が十分ではなく、まずはその議論が十分になされることを希望します。そのような状況で、「案A」、「案B」の2つの選択肢のみでの意見の要請については適切ではないと考えます。下記に「案A」、「案B」に対する意見を要請に従って記しますが、全清飲としては、地下水への課税そのものに対しての税の原則からの議論が十分に行われていないとの前提の中で回答申し上げます。</p> <p>① 「案A（地下水の採水行為に対する課税）」について</p> <p>本意見書の第1項で記述のとおり、下記の観点から課税案を検討することは法的に正当化できないと考えます。（詳細は本意見書1-①～⑥参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1-①：私水への課税は根拠に欠ける 1-②：地下水を飲用目的で採取することへの課税は認められない 1-③：地下水の飲用目的の採取行為に対してのみ課税するのは課税上の公平性に欠く 1-④：地方税の応益課税の原則に反する 1-⑤：地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条2号に該当する 1-⑥：地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条1号及び3号に該当する <p>また、法的な観点からの意見に加え、本意見書の第4項～6項までの下記意見も、また、今回の全清飲への意見照会回答の一部であることをここに確認致します。（詳細は本意見書4-7参照）</p> <p>4：山梨県の地下水税の価値について（清涼飲料業界の長年のブランド構築努力と経営資源投入の成果でもあり、長年、山梨県の森林と地下水を業界として大切にきて来た行為や活動が評価されず、逆に懲罰的である追加的税徴収の対象とされていることは誠に遺憾。）</p>

申入書提出団体	地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容
	<p>5：山梨県内の清涼飲料工場の経営への悪影響</p> <p>6：山梨県の地下水への競争力や商品価値への悪影響</p> <p>7：今後の検討状況の透明性確保のお願い（全清飲以外の照会者（社）より入手した意見の開示を要望）</p> <p>その上で、「案A」に対して意見致します。税は、「薄く、広く」が原則と理解しており、その考えを考慮されての案であると理解します。しかしながら、地下水への課税そのものに対しての税の原則からの議論が十分ではない現状で、「案A」対「案B」の二者択一的意見の要請は不適切であると考えます。例えば、山梨県の「貴重な資源」には、地下水以外に空気、環境、景観、歴史など様々あり、観光業、旅館業、物販業などは、そのような山梨県の持つ価値を貨幣価値に換えて収益を上げており、地下水のみを取り上げて課税することは明らかに公平性を欠くと考えます。</p> <p>② 「案B（地下水の移出行為に対する課税）」について</p> <p>本意見書の第1項で記述のとおり、下記の観点から課税案を検討することは法的に正当化できないと考えます。（詳細は本意見書1-①～⑥参照）</p> <p>1-①：私水への課税は根拠に欠ける</p> <p>1-②：地下水を飲用目的で採取することへの課税は認められない</p> <p>1-③：地下水の飲用目的の採取行為に対してのみ課税するのは課税上の公平性に欠く</p> <p>1-④：地方税の応益課税の原則に反する</p> <p>1-⑤：地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条2号に該当する</p> <p>1-⑥：地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条1号及び3号に該当する</p> <p>また、法的な観点からの意見に加え、本意見書の第4項～6項までの下記意見も、また、今回の全清飲への意見照会回答の一部であることをここに確認致します。（詳細は本意見書4-7参照）</p> <p>4：山梨県の地下水税の価値について（清涼飲料業界の長年のブランド構築努力と経営資源投入の成果でもあり、長年、山梨県の森林と地下水を業界として大切にきて来た行為や活動が評価されず、逆に懲罰的である追加的税徴収の対象とされていることは誠に遺憾。）</p> <p>5：山梨県内の清涼飲料工場の経営への悪影響</p> <p>6：山梨県の地下水への競争力や商品価値への悪影響</p> <p>7：今後の検討状況の透明性確保のお願い（全清飲以外の照会者（社）より入手した意見の開示を要望）</p> <p>その上で、「案B」に対して意見致します。一般論として、税の運用における「技術面」の課題を回避することを主たる理由として課税客体を絞り込む考え方は、税の検討においては不適切であり、大きく公平性を無視した方策と考えます。また、「案A」同様に、地下水への課税そのものに対しての税の原則からの議論が十分ではない現状で、「案A」対「案B」の二者択一的意</p>

申入書提出団体	地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容
	<p>見の要請は不適切であると考えます。例えば、質の良い地下水の価値を貨幣価値に換えるという点において、飲料用のみならず、工業用・農業用でも同様です。また、地下水の価値に大きく依拠して製品、サービスを提供する事業の典型としては、温泉を中心とした観光業、名水の地での醸造をアピールする酒類製造業などが挙げられます。地下水の価値を貨幣価値に換えることに課税の根拠を求めるのであれば、これら産業がなぜ除外されるのか、検討会において徹底的に検討がなされるべきであると考えます。</p> <p>4. 山梨県の地下水の価値について</p> <p>山梨県の県民が長い歴史の中で守ってきた自然環境により育まれた地下水ではありますが、その市場価値の高さは清涼飲料業界での長年のブランド構築努力と経営資源の投入による成果でもありと考えています。</p> <p>また、清涼飲料業界は、森林の保護の観点より森林税も納税しており、また税負担以外にも多くの涵養活動を長年に渡り実施してきました。山梨県の先人の皆様の努力に対しては言い尽くせない敬意を感じていると同時に、清涼飲料業界は税負担または自主的な涵養活動を通じて、山梨県の森林ならびに地下水の保護に大いなる貢献をして来たものと自負しています。</p> <p>このように、長年、山梨県の森林と地下水を業界として大切に出来た行為や活動が評価されず、逆に懲罰的である追加的税徴収の対象とされていることは誠に遺憾です。</p> <p>5. 山梨県内の清涼飲料工場の経営への悪影響</p> <p>清涼飲料水は単価も低く、常に価格競争にさらされている特徴をもった製品です。高いブランド価値を有する山梨県のミネラルウォーターも例外ではなく、一定のブランド価値を有する製品は市場で生き残る確率は高くなりますが、昨今の厳しい価格競争から除外されることはありません。よって、ミネラルウォーターの懲罰的且つ追加的課税は山梨県での工場経営に与える影響は少なくなく、今後の採水地、工場立地戦略そして山梨県内での雇用に影響を与えることは否めません。</p> <p>6. 山梨県の地下水への競争力や商品価値への悪影響</p> <p>今回の税制は、できるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないように、配慮されているかと存じます。そのため、税制は、山梨県の経済に極力干渉しない形で設計される必要があります。新税の導入によって、原価や市場価格にも反映されるので、山梨県の地下水は、競争上不利な立場に置かれることとなります。本税制は、税の中立性に反し、山梨県産の地下水の市場優位性を奪い、ひいては山梨県の競争力を弱めることとなります。</p> <p>さらに、山梨県の地下水の競争力が低下して、山梨県産の地下水が他県産の水に追いやられ、全国の店頭から姿を消してゆくことになれば、山梨県のいいイメージも大幅に減殺されることとなります。</p> <p>以上のように、今回の税制は、(税の原則を踏み外すだけでなく、)山梨県にとりまして、将来的に大きな負の効果を及ぼすものであり、その導入を見合わせるべきであると考えております。</p> <p>7. 今後の検討状況の透明性確保のお願い</p> <p>山梨県地方税制等検討会においては、その開催を山梨県のホームページで告知し、開催にあたっては傍聴が認められるなど、検討状</p>

申入書提出団体	地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容
	<p>況の透明性が確保されている状況に感謝します。今回の「照会」については、全清飲以外の照会者（社）にも意見を求めているものと理解しています。今回の照会プロセスを通じて、山梨県が他の照会者（社）より入手した意見についても、検討の透明性確保の観点からその全ての内容の開示を強く希望します。 以上</p> <p>別紙：地下水税と課税の公平性に関する憲法上の問題</p> <p>租税法の定立につき、基幹税である所得税については「租税は、今日では、国家の財政需要を充足するという本来の機能に加え、所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の諸機能をも有しており、国民の租税負担を定めるについて、財政・経済・社会政策等の国政全般からの総合的な政策判断を必要とするばかりでなく、課税要件等を定めるについて、極めて専門技術的な判断を必要とする」ことから、立法府の政策的、技術的な判断に委ねられているとされている（最高裁昭和60年3月27日大法廷判決（民集39巻2号247頁））。</p> <p>しかし、地下水税については、専ら山梨県の財政需要を満たす目的で法定外普通税として導入することが検討されているところ、山梨県の財政需要を満たすという目的以外に、所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の機能を有するとは認められず、政策的、技術的な判断は不要と考えられるため、立法府（山梨県議会）の裁量は狭く、憲法14条1項の平等原則との関係で、採用された課税手法が目的との関連で合理性を有するかが厳しく問われなければならない。</p> <p>さらに、租税法律（条例）主義（憲法84条）は、代表なければ課税なしとの原則に基づくものであり、地方議会において、税を賦課され、負担を強いられる者の意見も代表されていることが必要となる。しかし、仮に地下水税が導入された場合、地下水税の負担を強いられる者は、地下水税を負担する企業の株主又は地下水税相当額が商品に転嫁された場合は当該商品を購入する一般消費者であり、当該株主や消費者はむしろ山梨県外に多く所在するところ、山梨県外に所在する者については、山梨県議会に代表を送ることができない。したがって、租税法律（条例）主義の観点からしても、代表を送ることができない者に対する一方的な課税は許されないものであって、課税の公平性の確保が必要になる。</p>
<p>一般社団法人 日本ミネラルウォーター協会</p>	<p>一般社団法人日本ミネラルウォーター協会への意見要請を受けました件に対し、下記の通り回答申し上げます。</p> <p>なお、この意見書に記載した全ての事項が山梨県総務部税務課よりご依頼のありました「案A」・「案B」に対する当協会の意見です。本意見書で提示しています「案A」・「案B」に対する個別意見のみを当協会の意見として切り出しての使用はしないようにご配慮ください。</p> <p>1. 地下水税に着目した法定外普通税の導入に関し、税の原則に関する意見</p> <p>当協会より、2020年2月26日付で、地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する業界の意見を申入書として、山梨県地方税制等検討会（以下、検討会）議長宛てに提出しています。申入書を提出させて頂いたにもかかわらず、残念ながらその内容が検討会で議論された経緯は無いと認識しています。よって、ここに、再度、同様の内容の、税の原則に係る意見を記しますので、検討会で十</p>

申入書提出団体	地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容
	<p>分な議論がされることを要望いたします。</p> <p>① 私水への課税は根拠に欠ける</p> <p>河川法2条2項は「河川の流水は、私権の目的となることができない」と規定しており、河川の流水は公水であり、私人に所有権が属しないとされるため、都道府県知事は流水占用料を徴収していると理解されます。</p> <p>一方、民法207条では「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ」とされ、河川とは違い、地下水は土地の所有者の私的所有権が認められています。よって都道府県等の地方自治体が、国や地方団体の所有に属さない私人に所有権の属する地下水を採取することに対し、地下水利用の受益者であるとの理由で税を課することは困難であると考えます。よって、あたかも、山梨県が地下水に関わる権利を有するかのような観点から課税案を検討する事は法的に正当化できないと考えます。</p> <p>② 地下水を飲用目的で採取することへの課税は認められない</p> <p>山梨県流水占用料等に関する条例は、流水占用料として、水量毎秒1リットルにつき1年で3,850円を納付することを原則としていますが、同条例3条で、飲用水を得るための流水の占用等を行う場合には流水占用料を減額し、又は免除することができると定めています。当該条例では、人が適時適切に水を摂取する必要性から、水を飲用に供する行為の国民生活における重要性を、山梨県が認めているものと理解しております。</p> <p>山梨県民が地下水を飲用に供する行為と、国民が適時適切に水を摂取するため、採取された地下水を容器に充填されたものを飲用に供する行為とでは、国民生活における重要性に違いはありません。</p> <p>よって、山梨県の飲用の水の過半である湧水を含む地下水の利用行為に対して、当然課税すべきではなく、飲用製品製造のための地下水の採取に対する法定外税を導入することは、山梨県流水占用料等に関する条例と矛盾した行政対応を行うことになり、到底認められることではないと考えます。</p> <p>③ 地下水の飲用目的の採取行為に対してのみ課税するのは課税上の公平性に欠く</p> <p>今回の地下水税については、専ら山梨県の財政需要を満たす目的で法定外普通税として導入することが検討されているところ、山梨県の財政需要を満たすという目的以外に、国税において認められる所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の機能を有するとは認められません。したがって、政策的、技術的な判断は不要と考えられるため、立法府である山梨県議会の裁量は狭く、憲法14条1項の平等原則との関係で、課税手法が目的との関連で合理性を有するかが厳しく問われなければならないと考えます。また、地下水税を負担する企業の株主や当該税が転嫁された商品を購入する消費者の多くは山梨県議会に代表を送ることのできない県外在住者であり、租税法律（条例）主義（憲法84条）の観点からも、課税の公平性の確保が必要になると考えます（別紙参照）。</p> <p>特に検討会で議論されている「案B」については、工業用利用目的や農業用利用目的の地下水採取に対して実質的に課税をしないとされる一方で、飲用目的の地下水採取に対してのみ課税することは、飲用目的という重要な地下水の採取行為に対して不合理</p>

申入書提出団体	地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容
	<p>な負担をかけるものであり、工業用利用目的や農業用利用目的による地下水採取という行為に対して差別することでもあるため、課税上の公平性を欠きます。</p> <p>また、上記に加え、飲用目的の地下水採取行為は、全工業用地下水の2%に過ぎず（令和3年11月9日付山梨県総務部長よりの「地下水に着目した法定外税について（照会）」の添付資料「第6回山梨県地方税制等検討会」に記述のあった「案A」に関する資料の「平成30年度の大規模採取者による業種別地下水採取量」、ならびに「案B」に関する資料の「想定される課税標準量」より算出）、極めて採水量の少ない特定の用途のみを対象とすることも、課税上の公平性を欠きます。</p> <p>なお、第6回の検討会議事録2頁において、「少し政治的な発言をすると、県民の方にできるだけ負担をかけたくないという点で移出行為に対する課税を推奨する」という委員の発言がありますが、かかる発言はまさしく、上記租税法律（条例）主義に反するものです。同議事録3頁においては、「対象となる納税義務者が少なくなれば申告管理もやりやすくなる」という委員の発言もあるところ、かかる発言は、平成18年報告書において、納税義務者が特定かつ少数の者に限定され過ぎていることを導入見送りの理由の一つとして挙げられていることを十分に理解されておらず、広く薄く課税するという税の理念に明らかに反します。</p> <p>④ 地方税の応益課税の原則に反する</p> <p>地方税は各人が受ける公的な利益の大きさに応じて課税されるという応益課税の原則の下にあるとされています。それにもかかわらず、公的な利益を特別に受けているものではないミネラルウォーター製品製造という飲用目的の地下水の採取に対し、狙い撃ちにするような課税方法は、地方税の、応益課税の原則に基づく水平的公平の確保に反するものです。</p> <p>⑤ 地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条2号に該当する</p> <p>地下水を使った製品の製造者に対して課税を行うということは、経済原則上、税負担が物品のコストに含められて最終的に消費者に転嫁することとなります。このことにより、地下水を使った製品の消費を抑制させ、地下水を使った製品の流通に障害を与えることとなります。</p> <p>容器に充填された飲用水は、今日、これがない国民生活を想定することが困難なほどに、日常生活を支える生活必需品となっています。容器に充填された飲用水のための地下水の取水行為や飲用水の移出行為に課税することは、生活必需品である飲用水の全国の購入者の消費を抑制させ、もって飲用水の全国の流通に障害を与えることとなり、「物の流通に重大障害を与える」ことにほかなりません。</p> <p>このことにより、地下水を使った製品の製造者に対して課税を行うということは「地方団体間における流通に重大な障害を与える」こととなり、地方税法261条2号に該当すると考えられます。</p> <p>⑥ 地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条1号及び3号に該当する</p> <p>地下水を使った製品の製造者に対して課税を行うということは、形式的には事業者に対する課税であるとしても、地下水税は最終的には製品価格に転嫁されることから、これを実質的に負担するのは地下水に係る製品を購入する消費者となります。そうする</p>

申入書提出団体	地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容
	<p>と、消費に対して課税するのと同様であり、消費に対して付加的に課税することについては消費税の上乗せとなり、国税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が過重となりかねないため、地方税法に規定する不同意事由に該当すると考えられます（地方税法261条1号）。</p> <p>さらに、飲料水は、消費税法上、「食品」に該当し、飲料水の販売は、軽減税率の対象となっています。かかる軽減税率は、消費税の逆進性を緩和し、低所得者層の負担を軽減するための措置として導入されたものです。地下水税は事業者に対する課税であり、消費に対する課税ではないため、形式的には消費税の軽減税率制度という国の経済政策・租税政策と抵触しないように設計されていますが、消費者に対して転嫁される場合、実質的には地下水税は消費者が負担することになります。したがって、地下水税は、国の経済施策に照らして適当でなく、地方税法に規定する不同意事由に該当すると考えられます（地方税法261条3号）。</p> <p>2. 地下水税に着目した法定外普通税の導入に関する地方税制等検討会における検討プロセスに関する意見</p> <p>① 業界が落ち着いて発言や意見交換ができる意見聴取機会設定のお願い</p> <p>地方税制等検討会で直接、意見聴取していただける機会をいただき、感謝しております。意見聴取については、公の場において自由な意見の表明と検討会委員の方々と忌憚のない意見交換をさせていただけるものと認識しております。一方で、地方税制等検討会（第6回）の議事録を拝見いたしますと、一委員の発言において、過去の経緯に触れられたうえで、検討会の設えについて言及されておりました。議事録を読み返しますと、関係団体の発言者が見えない圧力を感じながら、意見の表明および発言を行わなくてはならないのではないかと懸念しております。当方としてはこのような不慣れな場において、当方の意見をご理解いただくため、落ち着いて発言や意見交換ができる会議の設定を切に願うところであります。</p> <p>② 検討会における先の業界申入書内容検討のお願い</p> <p>2020年2月26日付で、検討会宛てに、当協会と一般社団法人全国清涼飲料連合会連名で申入書を提出し、検討会で配付されました。その後、当方からの問題提起に対して、検討会では取り上げられることもなく、何ら議論がされることがありませんでした。</p> <p>地下水全般について検討され、あらゆる関係団体に意見聴取を行い、課税対象を絞りこんでいく過程をとられることは百歩譲って、理解できますが、結論や方向性を出すことに急ぎ、丁寧な議論もないまま、検討会において、課税対象を絞りこんだうえで、特定の関係団体数者から意見聴取を行うという行為に対して、違和感を覚えております。</p> <p>③ 検討会設置要綱に基づいた「税制のあり方について幅広い検討」のお願い</p> <p>本照会については、課税を前提とした2つの案についてのみ回答する様式となっています。この2案への回答に特化した照会が行われることは、地方税制等検討会のあり方や議事に対して、自由な意見を述べる機会をも与えられないということであります。</p> <p>本検討会の設置要綱の第1条（目的）に「山梨県にふさわしい税制のあり方について幅広く検討するため」とありますが、要綱の趣旨にそぐわない検討になったことは遺憾であります。</p>

申入書提出団体	地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容
	<p>3. 「案A」ならびに「案B」に対する意見</p> <p>本書の冒頭に意見しましたとおり、地下水への課税そのものに対しての税の原則からの議論が十分ではなく、まずはその議論が十分になされる事を希望します。そのような状況で、「案A」、「案B」の2つの選択肢のみでの意見の要請については適切ではないと考えます。下記に「案A」、「案B」に対する意見を要請に従って記しますが、当協会としては、地下水への課税そのものに対しての税の原則からの議論が十分に行われていないとの前提の中で回答申し上げます。</p> <p>① 「案A（地下水の採水行為に対する課税）」について</p> <p>本意見書の第1項で記述のとおり、下記の観点から課税案を検討する事は法的に正当化できないと考えます。（詳細は本意見書1-①～⑥参照）</p> <p>1-①：私水への課税は根拠に欠ける</p> <p>1-②：地下水を飲用目的で採取することへの課税は認められない</p> <p>1-③：地下水の飲用目的の採取行為に対してのみ課税するのは課税上の公平性に欠く</p> <p>1-④：地方税の応益課税の原則に反する</p> <p>1-⑤：地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条2号に該当する</p> <p>1-⑥：地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条1号及び3号に該当する</p> <p>また、法的な観点からの意見に加え、本意見書の第4項～6項までの下記意見も、また、今回の当協会への意見照会回答の一部である事をここに確認致します。（詳細は本意見書4-7参照）</p> <p>4：山梨県の地下水税の価値について（清涼飲料業界の長年のブランド構築努力と経営資源投入の成果でもあり、長年、山梨県の森林と地下水を業界として大切にきて来た行為や活動が評価されず、逆に懲罰的である追加的税徴収の対象とされている事は誠に遺憾。）</p> <p>5：山梨県内の清涼飲料工場の経営への悪影響</p> <p>6：山梨県の地下水への競争力や商品価値への悪影響</p> <p>7：今後の検討状況の透明性確保のお願い（当協会以外の照会者（社）より入手した意見の開示を要望）</p> <p>その上で、「案A」に対して意見致します。税は、「薄く、広く」が原則と理解しており、その考えを考慮されての案であると理解します。しかしながら、地下水への課税そのものに対しての税の原則からの議論が十分ではない現状で、「案A」対「案B」の二者択一的意見の要請は不適切であると考えます。例えば、山梨県の「貴重な資源」には、地下水以外に空気、環境、景観、歴史など様々あり、観光業、旅館業、物販業などは、そのような山梨県の持つ価値を貨幣価値に換えて収益を上げており、地下水のみを取り上げて課税することは明らかに公平性を欠くと考えます。</p> <p>② 「案B（地下水の移出行為に対する課税）」について</p>

申入書提出団体	地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容
	<p>本意見書の第1項で記述のとおり、下記の観点から課税案を検討する事は法的に正当化できないと考えます。(詳細は本意見書1-①～⑥参照)</p> <p>1-①：私水への課税は根拠に欠ける</p> <p>1-②：地下水を飲用目的で採取することへの課税は認められない</p> <p>1-③：地下水の飲用目的の採取行為に対してのみ課税するのは課税上の公平性に欠く</p> <p>1-④：地方税の応益課税の原則に反する</p> <p>1-⑤：地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条2号に該当する</p> <p>1-⑥：地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条1号及び3号に該当する</p> <p>また、法的な観点からの意見に加え、本意見書の第4項～6項までの下記意見も、また、今回の当協会への意見照会回答の一部である事をここに確認致します。(詳細は本意見書4-7参照)</p> <p>4：山梨県の地下水税の価値について(清涼飲料業界の長年のブランド構築努力と経営資源投入の成果でもあり、長年、山梨県の森林と地下水を業界として大切にきて来た行為や活動が評価されず、逆に懲罰的である追加的税徴収の対象とされている事は誠に遺憾。)</p> <p>5：山梨県内の清涼飲料工場の経営への悪影響</p> <p>6：山梨県の地下水への競争力や商品価値への悪影響</p> <p>7：今後の検討状況の透明性確保のお願い(当協会以外の照会者(社)より入手した意見の開示を要望)</p> <p>その上で、「案B」に対して意見致します。一般論として、税の運用における「技術面」の課題を回避する事を主たる理由として課税客体を絞り込む考え方は、税の検討においては不適切であり、大きく公平性を無視した方策と考えます。また、「案A」同様に、地下水への課税そのものに対しての税の原則からの議論が十分ではない現状で、「案A」対「案B」の二者択一的意見の要請は不適切であると考えます。例えば、質の良い地下水の価値を貨幣価値に換えるという点において、飲料用のみならず、工業用・農業用でも同様です。また、地下水の価値に大きく依拠して製品、サービスを提供する事業の典型としては、温泉を中心とした観光業、名水の地での醸造をアピールする酒類製造業などが挙げられます。地下水の価値を貨幣価値に換えることに課税の根拠を求めるのであれば、これら産業がなぜ除外されるのか、検討会において徹底的に検討がなされるべきであると考えます。</p> <p>4. 山梨県の地下水の価値について</p> <p>山梨県の県民が長い歴史の中で守ってきた自然環境により育まれた地下水ではありますが、その市場価値の高さは清涼飲料業界での長年のブランド構築努力と経営資源の投入による成果でもあると考えています。</p> <p>また、清涼飲料業界は、森林の保護の観点より森林税も納税しており、また税負担以外にも多くの涵養活動を長年に渡り実施してきました。山梨県の先人の皆様の努力に対しては言い尽くせない敬意を感じていると同時に、清涼飲料業界は税負担または自主的な涵養</p>

申入書提出団体	地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容
	<p>活動を通じて、山梨県の森林ならびに地下水の保護に大いなる貢献をして来たものと自負しています。</p> <p>このように、長年、山梨県の森林と地下水を業界として大切にしていた行為や活動が評価されず、逆に懲罰的である追加的税徴収の対象とされている事は誠に遺憾です。</p> <p>5. 山梨県内の清涼飲料工場の経営への悪影響について</p> <p>清涼飲料水は単価も低く、常に価格競争にさらされている特徴をもった製品です。高いブランド価値を有する山梨県のミネラルウォーターも例外ではなく、一定のブランド価値を有する製品は市場で生き残る確率は高くなりますが、昨今の厳しい価格競争から除外されることはありません。よって、ミネラルウォーターの懲罰的且つ追加的課税は山梨県での工場経営に与える影響は少なくなく、今後の採水地、工場立地戦略そして山梨県内での雇用に影響を与えることは否めません。</p> <p>6. 山梨県の地下水への競争力や商品価値への悪影響</p> <p>今回の税制は、できるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないように、配慮されているかと存じます。そのため、税制は、山梨県の経済に極力干渉しない形で設計される必要があります。新税の導入によって、原価や市場価格にも反映されるので、山梨県の地下水は、競争上不利な立場に置かれることとなります。本税制は、税の中立性に反し、山梨県産の地下水の市場優位性を奪い、ひいては山梨県の競争力を弱めることとなります。</p> <p>さらに、山梨県の地下水の競争力が低下して、山梨県産の地下水が他県産の水に追いやられ、全国の店頭から姿を消してゆくことになれば、山梨県のいいイメージも大幅に減殺されることとなります。</p> <p>以上のように、今回の税制は、(税の原則を踏み外すだけでなく、)山梨県にとりまして、将来的に大きな負の効果を及ぼすものであり、その導入を見合わせるべきであると考えております。</p> <p>7. 今後の検討状況の透明性確保のお願い</p> <p>山梨県地方税制等検討会においては、その開催を山梨県のホームページで告知し、開催にあたっては傍聴が認められるなど、検討状況の透明性が確保されている状況に感謝します。今回の「照会」については、当協会以外の照会者(社)にも意見を求めているものと理解しています。今回の照会プロセスを通じて、山梨県が他の照会者(社)より入手した意見についても、検討の透明性確保の観点からその全ての内容の開示を強く希望します。 以上</p> <p>別紙：地下水税と課税の公平性に関する憲法上の問題</p> <p>租税法の定立につき、基幹税である所得税については「租税は、今日では、国家の財政需要を充足するという本来の機能に加え、所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の諸機能をも有しており、国民の租税負担を定めるについて、財政・経済・社会政策等の国政全般からの総合的な政策判断を必要とするばかりでなく、課税要件等を定めるについて、極めて専門技術的な判断を必要とする」ことから、立法府の政策的、技術的な判断に委ねられているとされている(最高裁昭和60年3月27日大法廷判決(民集39巻2</p>

申入書提出団体	地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容
	<p>号247頁))。</p> <p>しかし、地下水税については、専ら山梨県の財政需要を満たす目的で法定外普通税として導入することが検討されているところ、山梨県の財政需要を満たすという目的以外に、所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の機能を有するとは認められず、政策的、技術的な判断は不要と考えられるため、立法府（山梨県議会）の裁量は狭く、憲法14条1項の平等原則との関係で、採用された課税手法が目的との関連で合理性を有するかが厳しく問われなければならない。</p> <p>さらに、租税法律（条例）主義（憲法84条）は、代表なければ課税なしとの原則に基づくものであり、地方議会において、税を賦課され、負担を強いられる者の意見も代表されていることが必要となる。しかし、仮に地下水税が導入された場合、地下水税の負担を強いられる者は、地下水税を負担する企業の株主又は地下水税相当額が商品に転嫁された場合は当該商品を購入する一般消費者であり、当該株主や消費者はむしろ山梨県外に多く所在するところ、山梨県外に所在する者については、山梨県議会に代表を送ることができない。したがって、租税法律（条例）主義の観点からしても、代表を送ることができない者に対する一方的な課税は許されないのであって、課税の公平性の確保が必要になる。</p>